

諮問事項No. 1－①

寄せられた意見とそれに対する市の考え方

令和2年11月17日から令和2年12月17日までの30日間、市民の皆さんから「守谷市障がい者福祉計画（第3期）・守谷市障がい福祉計画（第6期）・守谷市障がい児福祉計画（第2期）（案）」に対する意見を募集しました。

この期間、市民の皆さんから寄せられたご意見及びそれに対する当市の考え方は次のとおりです。

意見等の要旨	意見に対する市の考え
新型コロナによる地球規模での政治経済社会に対する影響の記載を取り入れてはどうか。	◇計画案に反映します。 P.41～42の「暮らしの安全対策の充実」の「取組の方向性」に反映します。
「療養手帳交付者の障がい程度別の推移」、「精神障がい者福祉手帳交付者の障がい程度の推移」に関して、この5年間で交付者数が増えているが、等級別の増減の分析はできないのか。	◇原案のとおりとします。 両手帳交付者のデータ値は、県からの提供によるもので、それぞれのデータの推移から手帳交付者が増加傾向と捉え、障がい児・者関連サービスの見込量に反映しています。
「講演会や勉強会といった機会を通じて「障がい」について学ぶ機会を確保するほか」とあるが、現状のコロナ禍では今までのような開催ではできないのではないのか。	◇原案のとおりとします。 具体的な開催方法等は、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、感染対策を考慮して実施したいと思います。
「福祉活動計画実行委員会」は、現在殆ど「まちづくり協議会」と混在してしまい、以前の様な活動が出来ているとお考えですか。	◇原案のとおりとします。 多くの地区において、地域福祉活動計画実行委員会が発展して、まちづくり協議会に移行しており、まちづくり協議会の福祉部会等で、地域福祉活動計画を継続して活動する方向に向かっていると思います。
今回「守谷市成年後見制度利用促進基本計画（案）」を対案しているのか記載がない。	◇計画案に反映します。 P.43～44の「権利の擁護」の「取組の方向性」に反映します。